

モンゴル国
特許法
2021年5月6日

目次

第1章 総則

- 第1条 法律の目的
- 第2条 特許法令
- 第3条 用語の定義

第2章 発明及び実用新案の保護

- 第4条 発明及び実用新案の保護
- 第5条 発明特許の主題及び特許性
- 第6条 発明とみなされない主題
- 第7条 特許を受けることができない主題
- 第8条 実用新案特許の主題及び特許性
- 第9条 実用新案とみなされない主題
- 第10条 実用新案特許を発行されない主題
- 第11条 特許権
- 第12条 職場における発明及び実用新案
- 第13条 政府の出資によって発明され、国家及び地方予算による資金提供を受けた発明及び実用新案
- 第14条 発明者の名称の記載

第3章 発明及び実用新案の特許出願、その調査及び審査

- 第15条 発明及び実用新案の特許出願
- 第16条 発明及び実用新案の特許出願書類
- 第17条 発明及び実用新案の明細書
- 第18条 発明及び実用新案のクレーム
- 第19条 要約書
- 第20条 図面及び模式図
- 第21条 優先権の主張及び優先権の承認
- 第22条 発明及び実用新案の特許出願の出願日の設定並びに出願書類の完全性の審査
- 第23条 発明及び実用新案の特許出願の分割、併合、補正、移行及び取下げ
- 第24条 発明及び実用新案の特許出願の調査並びにその公告
- 第25条 発明の特許出願の実体審査及びその公告
- 第26条 実用新案の特許出願の実体審査及びその公告

第4章 意匠の保護

- 第27条 意匠の保護

- 第 28 条 意匠特許の主題及び特許性
- 第 29 条 意匠とみなされない主題
- 第 30 条 意匠の特許を受けることができない主題
- 第 31 条 意匠の特許権の取得及び発明者の名称の記載
- 第 32 条 意匠の特許出願
- 第 33 条 意匠の特許出願書類
- 第 34 条 意匠の優先日
- 第 35 条 意匠の特許出願の受領，出願日の設定
- 第 36 条 意匠の特許出願の分割，統合，補正及び取下げ
- 第 37 条 意匠の特許出願の実体審査及びその公告

第 5 章 特許付与，特許の存続期間及び特許料

- 第 38 条 利害関係人の異議
- 第 39 条 発明，実用新案及び意匠の特許の付与
- 第 40 条 発明，実用新案及び意匠の特許の存続期間
- 第 41 条 発明及び意匠の特許料

第 6 章 国際特許出願

- 第 42 条 特許協力条約に従う受理官庁としての知的財産権庁
- 第 43 条 特許協力条約に従う指定官庁としての知的財産権庁
- 第 44 条 国際特許出願の国内段階での出願，受領及び決定
- 第 45 条 ハーグ協定に従う意匠の国際出願

第 7 章 特許及び特許所有者の権利の保護

- 第 46 条 発明者及び特許所有者の権利
- 第 47 条 特許された権利
- 第 48 条 特許権の侵害を構成しない行為
- 第 49 条 特許の無効
- 第 50 条 特許の国家登録簿の訂正
- 第 51 条 ライセンス契約
- 第 52 条 強制ライセンス

第 8 章 国家知的財産権審査官及び紛争解決委員会

- 第 53 条 国家知的財産権審査官の権利及び義務
- 第 54 条 紛争解決委員会

第 9 章 雑則

- 第 55 条 法律の違反者の法的責任
- 第 56 条 法律の遡及効

第1章 総則

第1条 法律の目的

1.1 本法の目的は、発明、実用新案及び意匠の特許の付与、発明者及び特許所有者の権利の保護、特許された発明、実用新案及び意匠の実施に関する関係事項を規定し、革新活動及び産業開発を支援することである。

第2条 特許法令

2.1 特許法令は、モンゴル国憲法、民法、知的財産法、本法及びこれらに従って発令された他の法令から成る。

2.2 モンゴル国が加盟する国際条約に本法以外の規定がある場合は、国際条約の規定が優先する。

第3条 用語の定義

3.1 本法に含まれる用語の定義は、次の意味を有する。

3.1.1. 「公報」とは、知的財産法第3.1.4項に規定された用語をいう。

3.1.2. 「出願日」とは、本法に規定された要件に従っている特許出願が知的財産権事項を担当する国家行政機関で受領された日をいう。

3.1.3. 「実用新案」とは、道具及び同等の製品の構成に関連する技術的解決手段をいう。

3.1.4. 「意匠」とは、製品の外観に関連する形状、設計、形態、色彩、織り方及び装飾の芸術的解決手段をいう。

3.1.5. 「意匠の国際分類」とは、1968年の意匠の国際分類を定めるロカルノ協定によって採択され、改正された意匠の国際分類をいう。

3.1.6. 「ハーグ協定」とは、1999年に採択され、改正された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定並びにそれに続く規則、規定及び命令をいう。

3.1.7. 「優先日」とは、1又は複数の特許出願が、特許出願の出願日前にパリ条約又は世界貿易機関の加盟国においてなされた日をいい、これは、パリ条約第4条が規定する期間考慮される。

3.1.8. 「発明者(実用新案は考案者、意匠は創作者)」とは、発明、実用新案及び意匠を発明(考案、創作)した者をいう。

3.1.9. 「国際出願」とは、特許協力条約に従ってなされる発明、実用新案の国際出願又はハーグ協定に従ってなされる意匠の国際登録出願をいう。

3.1.10. 「パリ条約」とは、1883年3月20日に採択され、改正され、改定された工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。

3.1.11. 「特許」とは、解決手段が発明、実用新案及び意匠として定義されることをいい、特許所有者は、一定の期間、第46.2項に規定された排他権を享受する権利を有する。

3.1.12. 「特許出願」とは、本法に従って市民及び法人が発行する願書、出願書類及び他の関連書類の組合せをいう。

3.1.13. 「国際特許分類」とは、1971年の国際特許分類に関するストラスブール協定によって採択され、改正された国際特許分類をいう。

3.1.14. 「特許協力条約」とは、1970年に採択され、改正された特許協力条約並びにそれ

に続く規則，規定及び命令をいう。

3.1.15. 「特許所有者」とは，法律が規定する規則に従って特許によって保護される発明，
実用新案及び意匠を所有する排他権を獲得した個人及び法人をいう。

3.1.16. 「審査官」とは，知的財産法第 15 条に規定された者をいう。

3.1.17. 「発明」とは，自然法則に基づいて決定され，発明された製品，製造方法及び操作
に関連する技術的解決手段をいう。

第2章 発明及び実用新案の保護

第4条 発明及び実用新案の保護

4.1 本法に従って、発明及び実用新案は、知的財産権事項を担当する国家行政機関(以下「知的財産権庁」という)が発行する特許によって保護される。

第5条 発明特許の主題及び特許性

5.1. 発明の水準を含み、製造可能な製品、方法及び操作に関連する発明及び技術的解決手段は、発明とみなされ、特許によって保護される。

5.2. 先行技術によって新規性を否定されない技術的解決手段は、「新規」とみなされ、次の状況は、技術的先行技術に該当する。

5.2.1. 発明の出願日又は優先日前に、口頭で、書面で又はその他の様式で、モンゴル国又は外国において公開され、使用され又は開示されている解決手段又は知識

5.2.2. 発明の出願日前又は優先日前に他の者によってモンゴル国において出願され、公報に公告され、特許された発明及び実用新案

5.3. 出願日前12月以内に、発明者又は情報を直接的若しくは間接的に取得した者が出願人の同意なしに当該情報を公にした場合は、これは、新規であるという基準を否定するための条件とはならず、出願人は、これを証明する責任を負わなければならない。

5.4. 発明によって提案される解決手段は、出願日又は優先日前の先行技術と比較して当該技術の熟練者にとって明確に識別できる利点を有する場合は、進歩性を含むとみなされる。発明の水準を決定する際に、第5.3項の規定は、先行技術水準には適用されない。

5.5. 発明は、何れかの産業で製造又は利用することができる場合は、産業上利用可能とみなされる。

第6条 発明とみなされない主題

6.1. 次の主題は、発明とみなされない。

6.1.1. 発見、科学理論及び数学的方法

6.1.2. コンピュータプログラム、アルゴリズムのみ

6.1.3. 経済及び事業活動、教育、精神行動並びにゲームのためのスキーム、規則及び方法

6.1.4. 建物、土地及び場所の計画及び整備

6.1.5. 製品の外観設計及び形状に関連する芸術的解決手段

6.2. コンピュータプログラム又はアルゴリズムが発明の構成要素であるという事実は、当該発明が特許によって保護されることを妨げない。

第7条 特許を受けることができない主題

7.1. 次の主題は、特許を受けることができない。

7.1.1. 発明の公開又は経済循環が公序良俗、人及び動物の健康並びに環境に反する場合

7.1.2. 微生物以外の植物及び動物及びその品種並びに植物及び動物及びその品種を製造する本質的に生物学的な方法

7.1.3. 植物品種及び動物品種

7.1.4. 人又は動物の生体の治療的及び外科的処置のための方法

7.1.5. 人間のクローン化，天然の遺伝的同一性の改変のための方法並びに工業及び商業目的でヒト胚を使用するための方法

7.2. 非生物学的及び微生物学的方法は，第7.1.2項に関連しない。

7.3. 第7.1.4項は，人，動物又は動物の身体の治療，手術又は診断において使用される製品，診断ツール，装置，物質，化合物又は組成物には適用されない。

第8条 実用新案特許の主題及び特許性

8.1. 特許は，新規であり，かつ，産業上利用可能である実用新案に対して付与される。

8.2. 実用新案は，第5.2項に従って解釈されるとき新規とみなされる。

8.3. 実用新案は，第5.5項に従って解釈されるとき産業上利用可能とみなされる。

第9条 実用新案とみなされない主題

9.1. 第6.1項に従う主題は，実用新案とみなされない。

9.2. 第6.2項に従う主題は，実用新案にも等しく適用される。

第10条 実用新案特許を発行されない主題

10.1. 次の主題は，実用新案特許を発行されない。

10.1.1. 方法

10.1.2. 物質，組成物及び化学組成物

10.1.3. 第7条に規定された解決手段

第11条 特許権

11.1. 発明及び実用新案の発明者又は発明者から権利を移転された個人及び法人は，特許を受ける権利を得る資格を有する。

11.2. 使用者は，職場における発明及び実用新案の特許を受ける権利を得る資格を有する。

11.3. 発明及び実用新案は契約に従って創作されており，特許権は，契約に別段の定めがない限り，出資者又は資金提供者に付与される。

11.4. 発明及び実用新案が共同で考案された場合は，特許権は，共同で享受される。発明及び実用新案の創作のための技術的，組織的及び財政的援助を示した者又は特許出願及び特許の取得を援助した者は，共同考案者とはみなされない。

11.5. 類似する発明及び実用新案が独立して創作された場合は，最初に特許出願をした者が特許権を享受する。

第12条 職場における発明及び実用新案

12.1 次の状況は，職場における発明及び実用新案とみなされる。

12.1.1. 従業者が，従業者と使用者との間で締結された雇用契約の条件に従う職務の遂行中に発明したもの

12.1.2. 従業者が，使用者によって割り当てられた従業者の業務に関連する職務の遂行中に発明したもの

12.1.3. 従業者が，使用者の技術，設備，原料，情報，経験及び他の資源の使用により発明したもの

- 12.2. 発明及び実用新案を発明した従業者は、書面様式で使用者に直ちに通知しなければならない。
- 12.3. 使用者が特許の出願を拒んだ場合又は第12.2項に規定された通知を受領した後3月以内に出願をしない場合は、従業者が特許権を享受することができる。
- 12.4. 使用者が職場において創作された発明及び実用新案の特許を取得することを望む場合は、発明された発明及び実用新案に対する責任が雇用契約によって従業者に割り当てられ、適切な報酬が支払われたときを除き、使用者は、発明者と契約を締結し、適切な対価を支払わなければならない。
- 12.5. 職場における発明及び実用新案の特許を取得したときは6月以内に又は関連する特許を取得する前に実用新案及び発明を実施する場合は1年以内に、使用者は、発明者である従業者と第12.4項に規定された契約を締結しなければならない。契約には、支払の条件、金額及び支払手続を規定しなければならない。発明及び実用新案の報酬額を設定するために、経済的評価、得られる利益及び両当事者の貢献が考慮される。
- 12.6. 第12.4項に規定された契約が締結されない場合は、従業者は、報酬額の決定を受け、契約締結の命令を受けるために、裁判所に提訴することができる。
- 12.7. 本条に規定された場合を除き、実用新案及び発明の特許権は、発明者である従業者が享受することができる。

第13条 政府の出資によって発明され、国家及び地方予算による資金提供を受けた発明及び実用新案

- 13.1. 発明及び実用新案が、政府の出資によって行われ、国家及び地方予算から資金提供を受けた科学研究、実験及び発明作業の結果として発明された場合は、書面で出資者に直ちに通知しなければならない。
- 13.2. 契約に別段の定めがない限り、出資者は、政府の出資によって行われ、国家及び地方予算から資金提供を受けた科学研究、実験及び発明作業の結果としての発明及び実用新案の特許を取得する権利を享受する。
- 13.3. 契約が、政府の出資によって行われ、国家及び地方予算から資金提供を受けた科学研究、実験及び発明作業の結果として発明された発明及び実用新案の特許を取得する権利を発明者が享受すると定めている場合は、特許を取得する権利は、権利移転契約に基づいて発明者に移転される。
- 13.4. 契約が、政府の出資によって行われ、国家及び地方予算から資金提供を受けた科学研究、実験及び発明作業の結果としてなされた発明及び実用新案の特許権を国の代理として出資者が享受すると定めている場合、出資者は、第13.1項に規定された通知を受領後6月以内に、特許出願を知的財産権庁に提出しなければならない。

第14条 発明者の名称の記載

- 14.1. 発明者が知的財産権庁に対し、自己の名称の記載を拒むことに関する書面による請求を行わない限り、発明者の名称は、発明及び実用新案の特許出願、特許並びに公報に記載される。

第3章 発明及び実用新案の特許出願，その調査及び審査

第15条 発明及び実用新案の特許出願

- 15.1. 第11.1項に規定された者は，発明及び実用新案の特許出願を紙面又は電子様式で知的財産権庁に提出しなければならない。
- 15.2. 出願人は，特許出願をする際に，知的財産権代理人に代理させることができる。
- 15.3. モンゴル国に定住しない又はモンゴル国において活動に従事しない外国人，無国籍者又は外国法人は，発明及び実用新案の特許出願をする際に，知的財産権代理人に代理させなければならない。
- 15.4. 特許出願は，各発明に対してなされるものとし，特許出願は，単一の目的を有し，単一のまとまりとして実施される2以上の発明に対してなすことができる。
- 15.5. 特許出願は，各実用新案に対してなされるものとし，特許出願は，単一の目的を有し，単一のまとまりとして実施される2以上の実用新案に対してなすことができる。

第16条 発明及び実用新案の特許出願書類

- 16.1. 発明及び実用新案の特許出願書類には，次のものを含まなければならない。
 - 16.1.1. 知的財産権庁が発行する様式に従う特許付与の願書
 - 16.1.2. 明細書
 - 16.1.3. クレーム
 - 16.1.4. 必要な場合，発明及び実用新案の本質を説明する図面及び模式図
 - 16.1.5. 要約書
 - 16.1.6. 手数料の領収書
 - 16.1.7. 発明者でない者が出願を行う場合は，出願の権利の証拠
 - 16.1.8. 知的財産権庁が発行する様式に従う考案者の身分保証書
 - 16.1.9. 出願人が知的財産権代理人に代理される場合は，委任状
 - 16.1.10. 優先権を主張した場合は，優先権の証拠
- 16.2. 第16.1.1項に規定された願書は，次の事項を反映しなければならない。
 - 16.2.1. 特許の請求
 - 16.2.2. 発明及び実用新案の名称
 - 16.2.3. 特許の国際分類
 - 16.2.4. 出願人が自然人である場合は，出願人の姓，名，定住所，国籍及び署名
 - 16.2.5. 出願人が法人である場合は，正式名称，所有形態，公式住所，設立国，営業活動国，権限を有する職員の署名，印及びスタンプ
 - 16.2.6. 発明者の姓，名，定住所及び国籍
 - 16.2.7. 特許所有者が自然人である場合は，特許所有者の姓，名，定住所，国籍及び署名
 - 16.2.8. 特許所有者が法人である場合は，特許所有者の正式名称，所有形態，公式住所，設立国，営業活動国，権限を有する職員の署名，印及びスタンプ
 - 16.2.9. 出願人が知的財産権代理人に代理される場合は，知的財産権代理人の名，姓，ライセンス番号，住所及び署名
 - 16.2.10. 優先権を主張する場合はその旨
 - 16.2.11. 添付書類の一覧及びページ数

- 16.3. 発明及び実用新案の特許出願は、モンゴル語でなされなければならない。
- 16.4. 発明及び実用新案の特許出願をする際に、第 16.1.2 項、第 16.1.3 項及び第 16.1.5 項に規定された書類が他の言語で提出された場合は、これらの書類は、特許出願後 2 月以内に、モンゴル語に翻訳されなければならない。
- 16.5. 出願人は、第 16.4 項に規定された期限を、1 月の期間、延長する請求を行うことができ、この場合、関連する手数料を納付しなければならない。
- 16.6. 出願人が第 16.4 項及び第 16.5 項に規定された期限内に第 16.1.2 項、第 16.1.3 項及び第 16.1.5 項に規定された書類のモンゴル語への翻訳文を提出しない場合は、出願人による特許出願の取下げとみなされ、特許出願が却下され、紙面又は電子様式で特許出願人に通知される。
- 16.7. 出願人は、発明及び実用新案の特許出願の出願手続中又は出願日後 2 月以内に、第 16.1.7 項、第 16.1.8 項及び第 16.1.9 項に規定された書類を提出しなければならない。
- 16.8. 出願人は、第 16.7 項に規定された期間を最大 1 月の期間、延長する請求を行うことができ、この場合、関連する手数料を納付しなければならない。
- 16.9. 発明及び実用新案の特許出願に係る要件並びに特許出願の登録及びその修正に関する規則は、知的財産権庁によって採択される。

第 17 条 発明及び実用新案の明細書

- 17.1. 発明及び実用新案の明細書は、完全かつ明確に従来技術及び技術水準と区別される解決手段の特徴を、関連分野の熟練者が実施することができる程度に明確で理解可能な方法で、記載された複合的な情報でなければならない。発明及び実用新案の明細書には、次の事項を含む。
- 17.1.1. 解決手段の名称
 - 17.1.2. 解決手段が適用でき関連する分野
 - 17.1.3. 提案される解決手段に類似する解決手段の本質
 - 17.1.4. 類似する解決手段の欠点
 - 17.1.5. 提案される解決手段の目的
 - 17.1.6. 提案される解決手段の本質
 - 17.1.7. 提案される解決手段を実施する方法
 - 17.1.8. 必要な場合、解決手段の本質を説明する図面
- 17.2. 発明及び実用新案の名称は、簡潔、正確でなければならない、用語の定義は、関連する特許の国際分類に準拠するものとし、抽象的又は象徴的であってはならない。
- 17.3. モンゴル国の生物遺伝資源及び関連する従来知識が発明の創作のために直接的及び間接的に使用及び利用され又は発明の実施のために使用される場合は、その出所を発明の明細書において明確に強調しなければならない。
- 17.4. 発明の創作のために直接的及び間接的に使用及び利用され又は発明の実施のために使用されるモンゴル国の生物遺伝資源及び関連する従来知識を強調しないこと又はそれに関する虚偽の情報を提供することは、知的財産権庁が特許の付与を拒絶し又は付与された特許を無効にする理由となる。

第 18 条 発明及び実用新案のクレーム

- 18.1. 発明及び実用新案は、1 又は複数の独立クレーム及び独立クレームに従属する 1 又は複数の従属クレームを有することができる。
- 18.2. 発明及び実用新案のクレームは、次の要件を満たさなければならない。
 - 18.2.1. クレームは、発明及び実用新案の区別される特徴及び権利保護の範囲を説明するように明確、理解可能で簡潔でなければならない。
 - 18.2.2. クレームに規定された特徴は、明細書に完全に反映されなければならない。

第 19 条 要約書

- 19.1. 要約書の目的は、発明及び実用新案に関する技術情報を提供することを意図する。
- 19.2. 実用新案の要約書には、実用新案の主要な特徴を説明し、表現する図面を添付する。
- 19.3. 必要な場合、発明の要約書には、発明の主要な特徴を表現する図面を添付する。

第 20 条 図面及び模式図

- 20.1. 発明の本質を完全に説明するために必要な場合、対象物の図面又は技術模式図を添付する。
- 20.2. 実用新案の本質を完全に説明することができる必要な数の図面を添付する。

第 21 条 優先権の主張及び優先権の承認

- 21.1. 出願人は、パリ条約又は世界貿易機関の加盟国によって発行された優先権を基礎とする、1 又は複数の発明又は実用新案の特許出願に基づいて、パリ条約第 4 条に従う優先権を主張することができる。
- 21.2. 第 21.1 項に規定された優先権は、12 月間有効とし、これは、パリ条約に従って計算される。
- 21.3. 出願人は、出願日又はモンゴル国における国際出願の受領日から 2 月の期間内に、優先権を主張することができ、その場合、関連する手数料を納付しなければならない。
- 21.4. 優先権の基礎となる特許出願は、第 21.1 項に規定された国においてなされた又は特許協力条約に従ってなされた発明又は実用新案の国際出願とする。
- 21.5. 出願人が特許出願の優先権を主張する場合は、特許出願を受理する当局によって付与された優先権の証拠を添付しなければならない。
- 21.6. 出願人が世界貿易機関又はパリ条約の加盟国の領域内で開催される公式及び公認の国際博覧会において自己の発明及び実用新案を展示した場合は、出願人は、公衆への展示日から 12 月以内に、博覧会の優先権を主張することができる。
- 21.7. 優先日の証拠は、特許出願に添付されるものとし、証拠を添付しなかった場合、証拠は、特許出願の出願日から 2 月以内に提出することができる。正当な理由がある場合、出願人は、この期間について最大 3 月の延長を請求することができ、その場合、関連する手数料を納付しなければならない。
- 21.8. 第 21.7 項に規定された期間内に優先権の証拠を提出しない場合は、優先権は主張されなかったとみなされる。

第 22 条 発明及び実用新案の特許出願の出願日の設定並びに出願書類の完全性の審査

22.1. 知的財産権庁は、出願の受領日から 3 就業日以内に、発明及び実用新案の出願人又は知的財産権代理人(以下「出願人」という)に通知しなければならない。

22.2. 知的財産権庁は、特許出願の受領日から 10 就業日以内に、発明及び実用新案の特許出願が第 16 条及び第 21 条に規定された要件に従っているか否かを審査しなければならない。

22.3. 提出された出願が発明及び実用新案の特許出願に係る方式要件を満たすと知的財産権庁が決定した場合は、出願日は、出願の受領日によって承認されるものとし、出願の国家登録への登録に関する通知が出願人に通知される。

22.4. 発明及び実用新案の特許出願の方式要件を満たすことができないと知的財産権庁が認める場合は、知的財産権庁は、書面又は電子による補正及び修正通知を出願人に送付しなければならない。出願人は、当該通知の受領後 2 月以内に、関連する補正及び修正を行わなければならない。

22.5. 出願人は、第 22.4 項に規定された期間を最大 3 月の期間、延長する請求を行うことができ、その場合、関連する手数料を納付しなければならない。

22.6. 出願人が第 22.4 項及び第 22.5 項に規定された期間内に補正及び修正を行わない場合は、知的財産権庁は、これを出願人による出願の取下げとみなし、特許出願の却下に関する通知を出願人に送達する。

22.7. 補正及び修正が第 22.5 項及び第 22.6 項に規定された期間内に行われたが、出願手続に係る要件を満たすことができない場合は、知的財産権庁は、出願の是正通知を出願人に送達しなければならない。一方、出願人は、要請を受領して 15 就業日以内に、関連する補正及び修正を返送しなければならない。その場合、関連する手数料を納付しなければならない。

22.8. 特許出願が第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条及び第 20 条に規定された要件を満たすか否かの審査を行うために、知的財産権庁は、第 22.2 項に規定された要件を満たした日から 4 月以内に発明出願様式に関する審査を行い、第 22.2 項に規定された要件を満たした日から 2 月以内に実用新案出願様式に関する審査を行わなければならない。

22.9. 進行中の発明及び実用新案が第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条に規定された要件を満たさない場合は、知的財産権庁は、特許出願を却下し、通知を出願人に送達しなければならない。

22.10. 発明及び実用新案の明細書、クレーム、要約書、図面及び模式図が第 17 条、第 18 条、第 19 条及び第 20 条に規定された要件を満たさない場合、知的財産権庁が認める場合は、特許出願の補正及び修正通知が出願人に送達される。

22.11. 出願人が第 22.10 項に規定された通知の受領日から 2 月の期間内に補正及び修正を行わない場合は、特許出願が取り下げられたとみなされ、関連する通知が出願人になされる。

22.12. 出願人は、第 22.11 項に規定された期間を、発明については最大 3 月の期間、実用新案については最大 1 月の期間、延長する請求を行うことができ、その場合、関連する手数料を納付しなければならない。

22.13. 第 22.11 項及び第 22.12 項に規定された期間内に行われた補正及び修正が第 17 条、第 18 条、第 19 条及び第 20 条に規定された要件を満たさない場合は、知的財産権庁は、出

願人に通知を行わなければならない。出願人は、通知を受領して15就業日以内に、関連する補正及び修正を行わなければならない。その場合、関連する手数料を納付しなければならない。

22.14. 補正及び修正が第22.13項に規定された期間内に提出されない場合は、特許出願の取下げとみなされ、出願人に通知される。

22.15. 特許出願が第17条、第18条、第19条及び第20条に規定された要件を完全に満たすと認められる場合は、特許出願書類の完全性の審査に関する結論が出され、出願人に通知される。

22.16. 知的財産権庁は、第22.1項、第22.3項、第22.4項、第22.6項、第22.7項、第22.9項、第22.10項、第22.11項、第22.13項、第22.14項及び第22.15項に規定された通知を書面又は電子様式で出願人に送達する。

第23条 発明及び実用新案の特許出願の分割、併合、補正、移行及び取下げ

23.1. 出願日後、出願人は、実体審査手続中はいつでも、当初提出された明細書の内容及びクレームの範囲について次の補正を行うことができ、その場合、関連する手数料を納付しなければならない。

23.1.1. 特許出願を2以上の特許出願に分割する請求を提出すること

23.1.2. 一緒に実施される発明の複数の出願を統合／併合すること

23.1.3. 一緒に実施される実用新案の複数の出願を統合／併合すること

23.1.4. 特許出願を補正し、又は修正すること

23.1.5. 第8条、第9条及び第10条に規定された要件を満たす発明特許出願を実用新案特許出願に変更すること

23.1.6. 第5条、第6条及び第7条に規定された要件を満たす実用新案特許出願を発明特許出願に変更すること

23.2. 各分割特許出願は、最初になされた特許出願の出願日及び優先日を保持する資格を有する。各分割特許出願に対する手数料を納付しなければならない。

23.3. 出願人は、出願日から実体審査手続中はいつでも、特許出願を取り下げ、放棄することができる。

23.4. 第23.3項に従って放棄された特許出願が公然と開示されていない場合は、当該特許出願は、従来／先行技術水準に含まれないものとし、したがって、実用新案及び発明の前記特許出願は、再度新たになすことができる。

23.5. 第23.1項に規定された補正が最初に提出された明細書の要旨を変更する場合は、新たな出願がなされたとみなす。

第24条 発明及び実用新案の特許出願の調査並びにその公告

24.1. 知的財産権庁は、発明及び実用新案の従来技術水準を設定するために調査をし、報告書を作成しなければならない。

24.2. 第22.15項に規定された出願書類の完全性に関する審査の結論が出された日の後、発明調査報告書が9月以内に、実用新案調査報告書が1月以内に作成され、出願人に送達される。

24.3. 出願人は、調査報告書の受領日から3月以内に、発明及び実用新案の特許出願明細書

の範囲内で補正及び修正を行わなければならない。

24.4. 出願人は、第 24.3 項に規定された期間を最大 3 月の期間、延長する請求を提出することができ、その場合、関連する手数料を納付しなければならない。

24.5. 調査報告書は、発明及び実用新案の特許出願を却下し又は特許の付与を拒絶する根拠とみなされない。

24.6. 知的財産権庁は、発明調査報告書が出願人に提供された日から 30 日以内に、発明の書誌事項、明細書、クレーム、要約書、図面及び模式図を発明調査報告書とともに公報に公告しなければならない。

24.7. 知的財産権庁は、第 24.6 項に規定された公告前に特許出願に関する情報を第三者に開示してはならず、特許出願の内容の秘密性を維持しなければならない。

24.8. 公報に公告された発明は、特許が付与されるまで仮保護を付与され、この期間中、如何なる形でも出願人の許可なしに発明を実施することは禁止される。

第 25 条 発明の特許出願の実体審査及びその公告

25.1. 知的財産権庁は、出願人の請求に基づいて、発明の特許出願の実体審査しなければならない。

25.2. 出願人は、出願日から 15 月以内に、実体審査請求を知的財産権庁に提出しなければならない。手数料を納付しなければならない。

25.3. 知的財産権庁が第 25.2 項に規定された請求を受領した場合は、第 24.6 項に従う公報への公告日から 12 月以内に、発明の特許出願の実体審査が行われる。

25.4. 提案される発明の解決手段が第 5 条、第 6 条及び第 7 条に規定された要件を満たすか否かを決定するために、知的財産権庁は、実体審査しなければならない。その後、報告書が審査官の見解書とともに出願人に送達される。

25.5. 提案される発明の解決手段が第 5 条、第 6 条及び第 7 条に規定された要件を満たす場合は、知的財産権庁は、調査報告書の結果が審査官の見解書とともに出願人に送達されてから 30 日以内に、発明の書誌事項、明細書、要約書及びクレームを公報に公告しなければならない。

25.6. 実体審査中、特許出願について第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条及び第 23 条に規定された要件に関連する補正及び修正並びに他の適切な補正及び修正を行うことが必要であると審査官が認める場合は、これらに関する通知が出願人に送達される。

25.7. 実体審査中、国際予備審査機関の報告書を受領することができる。

25.8. 提案される発明の解決手段が第 5 条、第 6 条及び第 7 条に規定された要件を満たさない場合は、特許の付与が拒絶されるものとし、実体審査報告書が出願人に送達される。

25.9. 出願人が第 25.8 項に規定された報告書に同意しない場合は、報告書の受領日から 1 月以内に、合理的な理由を付した応答を知的財産権庁に提出しなければならない。

25.10. 出願人は、第 25.9 項に規定された期間を最大 3 月の期間、延長する請求を提出することができる。この場合、手数料を納付しなければならない。

25.11. 第 25.9 項に規定された応答を受領した後 1 月以内に、知的財産権庁は、発明の特許出願を再審査しなければならない。適切な補正及び修正を行うことが必要と認める場合は、これに関する通知が出願人に送達される。

25.12. 出願人は、第 25.6 項及び第 25.11 項に規定された通知の受領日から 1 月以内に、適

切な補正及び修正を行わなければならない。出願人は、この期間について最大3月の延長を請求することができる。

25.13. 適切な補正及び修正が第25.12項に規定された期間内に行われなかった場合は、知的財産権庁は、最終的な結論を下し、結論に関連する決定とともに出願人に送達しなければならない。

25.14. 知的財産権庁は、発明及び実用新案の特許出願の実体審査に係る規則を承認する。

第26条 実用新案の特許出願の実体審査及びその公告

26.1. 知的財産権庁は、調査報告書の完成日から3月以内に、実用新案特許出願に関する実体審査を行わなければならない。

26.2. 提案される実用新案の解決手段が第8条、第9条及び第10条に規定された要件を満たすか否かを決定するために、知的財産権庁は、実体を審査しなければならない。その後、報告書が審査官の報告書とともに出願人に送達される。

26.3. 提案される実用新案の解決手段が第8条、第9条及び第10条に規定された要件を満たす場合は、実体審査報告書が出願人に送達されてから30日以内に、知的財産権庁は、実用新案の書誌事項、明細書、要約書及びクレームを実体審査報告書とともに公報に公告しなければならない。

26.4. 実体審査中、特許出願について適切な補正及び修正を行うことが必要であると審査官が認める場合は、これに関する通知が出願人に送達される。

26.5. 出願人は、第26.4項に規定された通知を受領した後1月以内に、特許出願について適切な補正及び修正を行わなければならない。

26.6. 第26.5項に規定された適切な補正及び修正を受領した後1月以内に、審査官は、実用新案特許出願の特許を付与するか否かに関する審査官の見解書を作成し、出願人に通知しなければならない。

26.7. 第26.5項に規定された期間内に応答を受領されない場合は、審査官は、実用新案出願の特許を付与するか否かに関する審査官の最終見解書を作成し、見解書を決定とともに出願人に送達しなければならない。

第4章 意匠の保護

第27条 意匠の保護

27.1. 知的財産権庁は、本法に従って付与された特許により意匠を保護しなければならない。

第28条 意匠特許の主題及び特許性

28.1. 意匠は新規、かつ、他にはない特徴を含む場合は、特許によって保護される。

28.2. 意匠の解決手段は、その特徴がモンゴル国及び外国において出願日又は優先日前に公然と開示されていない場合は、「新規」とみなされる。

28.3. 外面的審美性を生じさせる意匠の解決手段の特徴は、その特徴が創造的特性を備えている場合は、「他にはない」とみなされる。

28.4. 意匠又はそれに関連する情報の開示が発明者若しくは出願人自身又は出願人の同意なしに情報を直接的若しくは間接的に取得した者によって公然と行われた場合であっても、出願をする権限を付与された者が当該公然開示日から6月以内に意匠の特許出願を知的財産権庁に提出したときは、これは、新規であるという基準を否定するための条件とはならず、出願人は、これを証明する責任を負う。

第29条 意匠とみなされない主題

29.1. モンゴル国の国章、国旗、旗章、印章、賞、メダル、勲章並びに外国の国章、国旗及び記号並びにモンゴル国の国家機関の公の記号、特別な記号及び証明、監督用の記号並びに通貨記号又はこれらに類似する図案は、意匠とみなされない。

第30条 意匠の特許を受けることができない主題

30.1. 次の主題は、意匠の特許を受けることができない。

30.1.1. 意匠の解決手段が製品の技術的又は基本的目的に関連する場合

30.1.2. 意匠が登録商標から成る場合

30.1.3. 意匠が著作権を侵害する場合

30.1.4. 公序良俗に反する場合

第31条 意匠の特許権の取得及び発明者の名称の記載

31.1. 意匠の発明者又は発明者から権利を移転された自然人及び法人は、意匠特許を取得する資格を有する。

31.1.2. 第11条、第12条及び第13条は、意匠の特許の取得にも同様に適用される。

第32条 意匠の特許出願

32.1. 第31.1項に規定された者は、意匠の特許出願を書面又は電子様式で知的財産権庁に提出しなければならない。

32.2. 出願人は、意匠の特許出願をする際に、知的財産権代理人に代理させることができる。

32.3. 定住地を有さないモンゴル国民又は無国籍者、外国人若しくは外国法人は、意匠の特

許出願を、知的財産権代理人に代理させることにより提出しなければならない。

第 33 条 意匠の特許出願書類

33.1. 意匠の特許出願書類には、次のものが含まれる。

33.1.1. 知的財産権庁が承認する様式で作成された願書

33.1.2. 意匠の図面

33.1.3. 意匠の明細書

33.1.4. 知的財産権庁が承認する様式に従って発行された発明者の保証書

33.1.5. 出願が発明者以外の者によってなされる場合は、特許を取得する権利の証拠

33.1.6. 出願人が知的財産権代理人に代理される場合は、委任状

33.1.7. 優先権が主張される場合は、優先権の証拠

33.1.8. 手数料の領収書

33.1.9. 同封書類の一覧及びページ数

33.2. 次の事項が第 33.1.1 項に規定された願書に含まれる。

33.2.1. 意匠の特許の取得請求

33.2.2. 意匠を表す一般名称

33.2.3. 意匠の国際分類

33.2.4. 意匠の数

33.2.5. 出願人が個人である場合は、姓、名、定住所、国籍及び定住地の国名並びに署名

33.2.6. 出願人が法人である場合は、正式名称、所有形態、公式住所、設立国、営業活動国、権限を有する職員の署名、印及びスタンプ

33.2.7. 発明者の姓、名、住所、国籍、定住地の国名

33.2.8. 出願人が知的財産権代理人に代理される場合は、知的財産権代理人の姓、名、資格証番号、住所及び署名

33.2.9. 優先権の主張が行われた場合はその旨

33.3. 意匠の特許出願は、モンゴル語でなされなければならない。

33.4. 出願人は、意匠特許出願の出願時又は特許出願の出願日から 2 月以内に、第 33.1.4 項、第 33.1.5 項及び第 33.1.6 項に規定された書類を提出しなければならない。

33.5. 出願人は、第 33.4 項に規定された期間について最大 1 月の延長を請求することができ、その場合、手数料を納付しなければならない。

33.6. 第 33.1.4 項、第 33.1.5 項及び第 33.1.6 項に規定された発明者の保証書、証拠及び委任状が第 33.4 項及び第 33.5 項に規定された期間内に知的財産権庁に提出されない場合は、特許出願が取り下げられたとみなされ、知的財産権庁は、特許出願を却下し、これを書面又は電子様式で出願人に通知しなければならない。

33.7. 意匠の名称は、意匠の国際分類に適合するように簡潔かつ明確でなければならない、抽象的又は象徴的であってはならない。

33.8. 意匠の明細書は、意匠の外観、設計、形状、色彩、構造及び模様装飾に係る新規かつ固有の／他にはない特徴を記載しなければならない。

33.9. 意匠の図は、意匠の新規かつ固有の特徴を完全に含む。

33.10. 1 の出願は、同一の国際分類に属する物品に適用される最大 50 の関連意匠に対してなすことができる。

33. 11. 知的財産権庁は、意匠出願に係る要件、特許出願の登録、国家登録の維持及びその修正に関連する手続を承認する。

第 34 条 意匠の優先日

34. 1. 出願人は、パリ条約又は世界貿易機関の加盟国によって付与された優先権を生じさせた、1 又は複数の先の特許出願に基づいて、パリ条約第 4 条に従う優先日の権利を主張することができる。

34. 2. 第 34. 1 項に規定された優先権を付与される期間は、6 月間有効とし、これは、パリ条約に従って計算される。

34. 3. 出願人が世界貿易機関又はパリ条約の加盟国の領域内で開催される公式又は公認の国際博覧会において自己の意匠を展示した場合は、出願人は、公衆への展示日から 6 月以内に、博覧会の優先権を主張することができる。

34. 4. 出願人が第 34. 2 項及び第 34. 3 項に規定された優先権を主張した場合は、関連する証拠の特許出願に添付しなければならない。

34. 5. 第 21. 7 項及び第 21. 8 項は、本条にも同様に適用される。

第 35 条 意匠の特許出願の受領、出願日の設定

35. 1. 知的財産権庁は、意匠特許出願の受領日から 3 就業日以内に、意匠の特許出願の受領に関する書面による通知を出願人又は代理人に送達しなければならない。

35. 2. 知的財産権庁は、特許出願の受領日から 10 就業日以内に、提出された意匠特許出願が第 33 条及び第 34 条に規定された要件を審査しなければならない。

35. 3. 知的財産権庁は、提出された意匠特許出願が第 33 条及び第 34 条に規定された方式要件を満たすと決定した場合は、出願日を特許出願の受領日に設定しなければならず、出願人は、出願の国家登録に関して書面により通知を受ける。

35. 4. 知的財産権庁は、意匠特許出願が第 33 条及び第 34 条に規定された要件を満たさないと認める場合は、書面による補正通知を出願人に送達しなければならず、補正は、1 月の期間内に行わなければならない。

35. 5. 出願人は、第 35. 4 項に規定された期間について最大 1 月の延長を請求することができる、その場合、手数料を納付しなければならない。

35. 6. 出願人が第 35. 4 項及び第 35. 5 項に規定された期間内に補正を提出しない場合は、知的財産権庁は、出願人が特許出願を取り下げたとみなし、特許出願が却下された旨の書面による通知を出願人に送達しなければならない。

35. 7. 知的財産権庁は、第 35. 1 項、第 35. 3 項、第 35. 4 項及び第 35. 6 項に規定された通知を書面又は電子様式で出願人に送達しなければならない。

第 36 条 意匠の特許出願の分割、統合、補正及び取下げ

36. 1. 出願日後、意匠特許出願人は、実体審査中はいつでも、手数料を納付することによって、次のことを請求する権利を有する。

36. 1. 1. 意匠特許出願を 2 以上の意匠特許出願に分割する請求を提出すること

36. 1. 2. 一緒に実施される意匠の複数の意匠特許出願を統合すること

36. 1. 3. 意匠特許出願の補正を行うこと

36.2. 第 36.1.1 項に従う各分割特許出願は、原特許出願の出願日及び優先日を得る資格を有する。各分割特許出願に対して手数料を納付しなければならない。

36.3. 出願人は、出願日後、実体審査中はいつでも、自己の意匠特許出願を取り下げ、又は放棄する権利を有する。

第 37 条 意匠の特許出願の実体審査及びその公告

37.1. 意匠特許出願が第 28 条、第 29 条及び第 30 条に規定された要件に従っているか否かを決定するために、知的財産権庁は、出願日から 9 月以内に意匠特許出願に関する実体審査を行い、報告書を審査官の見解書とともに出願人に送達しなければならない。

37.2. 意匠特許出願が第 28 条、第 29 条及び第 30 条に規定された要件を満たす場合は、知的財産権庁は、報告書が審査官の見解書とともに出願人に送達された日から 30 日以内に、意匠の書誌事項、明細書及び図面を公報に公告しなければならない。

37.3. 意匠特許出願が第 28 条、第 29 条及び第 30 条に規定された要件を満たさない場合は、知的財産権庁は、これに関する結論を下し、それに基づいて、意匠特許の付与を拒絶する予備決定を下し、これを審査報告書とともに出願人に送達しなければならない。

37.4. 出願人が第 37.3 項に規定された決定に同意しない場合は、出願人は、これを受領した後 1 月以内に、合理的な応答を知的財産権庁に提出しなければならない。

37.5. 知的財産権庁は、第 37.4 項に規定された応答を受領した後 1 月以内に、意匠の特許を付与するか否かに関する最終決定を下し、決定を出願人に送達しなければならない。

37.6. 出願人が適切な期間内に第 37.4 項に規定された応答を提出しない場合は、知的財産権庁は、意匠の特許の付与を拒絶する最終決定を下し、これを出願人に通知しなければならない。

37.7. 知的財産権庁は、意匠特許出願の実体審査に係る規則を承認する。

37.8. 公報に公告された意匠は、特許が付与されるまで仮保護を付与され、この期間中、如何なる形でも出願人の許可なしに意匠を実施することは禁止される。

第5章 特許付与、特許の存続期間及び特許料

第38条 利害関係人の異議

38.1. 第25.5項及び第37.2項に従って、発明及び意匠の公告日から3月以内に、利害関係人は、次の理由で知的財産権庁に異議を提出することができる。

38.1.1. 発明が第5条、第6条及び第7条に規定された要件を満たさないこと

38.1.2. 意匠が第28条、第29条及び第30条に規定された要件を満たさないこと

38.2. 第38.1項に規定された期間内に異議が申し立てられた場合は、知的財産権庁は、異議の受領日から1月以内に、最初の審査官を含まない3人の審査官から成る合議体により実体を再審査し、結論を下し、これを利害関係人及び出願人に送達しなければならない。

38.3. 利害関係人又は出願人は、第38.2項に規定された結論に同意しない場合は、決定の受領日から30日以内に、紛争解決委員会に不服申立をする権利を有する。

38.4. 利害関係人が第38.3項に規定された期間内に紛争解決委員会に不服申立をした場合は、特許を付与するか否かに関する決定は、不服申立が解決されるまで知的財産権庁によって延期される。

第39条 発明、実用新案及び意匠の特許の付与

39.1. 第25.5項及び第37.2項に従って、知的財産権庁は、利害関係人が発明及び意匠の公告日から3月以内に異議を提出しない場合は、発明及び意匠の特許証を付与する。

39.2. 実用新案の特許は、実用新案の主題が第8条、第9条及び第10条に規定された要件を満たすことを示す実体審査結果に基づいて付与される。

39.3. 知的財産権庁は、発明、実用新案及び意匠について、書面又は電子様式の特許証を付与することができる。

39.4. 特許証の設計は、知的財産権事項を担当する閣僚によって承認される。

第40条 発明、実用新案及び意匠の特許の存続期間

40.1. 特許の存続期間は、次のとおり決定される。

40.1.1. 発明については、出願日から20年

40.1.2. 実用新案については、出願日から10年

40.1.3. 意匠については、出願日から15年

第41条 発明及び意匠の特許料

41.1. 発明及び意匠の特許の存続期間に関する手数料は、国家印紙税法に従って納付しなければならない。

41.2. 特許の存続期間の最初の5年間に対する特許料は、特許を付与する決定の日から6月以内に納付されるものとし、次の期間に対する納付は、特許の存続期間の満了前に納付しなければならない。

41.3. 第41.2項に定められた期間内に特許料を納付しなかった場合において、第41.4項に従って請求が提出されないときは、特許所有者は、この特許権を放棄したとみなされるものとし、知的財産権庁は、特許を無効にしなければならない、これは、公報に公告される。

41.4. 第41.3項に規定された猶予期間の満了後、特許所有者の請求により、特許の存続期

間に対する特許料を納付するための期間を 12 月回復することができる。その場合、適切な手数料が課される。

41. 5. 特許を実施する権利を有さない者が第 41. 3 項に規定された期間内に特許を実施した場合は、特許所有者の権利の侵害とみなされる。第 41. 4 項に従って、特許を実施する権利を有さない者が特許の存続期間が回復されるまでの期間中に特許の実施を開始し、かつ、適切な対価が支払われた場合は、公正な実施とみなされ、特許権の侵害とみなされない。

41. 6. 特許所有者が特許の所有又は特許料の納付を拒んだ場合は、第 41. 4 項に規定された特許存続期間に対する特許料の納付期間の回復を申請する権利を有さない。

41. 7. 特許の存続期間に対する特許料が第 41. 4 項に規定された期間内に納付されない場合は、特許所有者は、特許の権利を放棄したとみなされ、特許が無効になり、公報に公告される。

第6章 国際特許出願

第42条 特許協力条約に従う受理官庁としての知的財産権庁

42.1. 知的財産権庁は、特許協力条約に基づいてモンゴル国民又はモンゴル国に定住する外国人及び無国籍者から提出される国際特許出願を受領する受理官庁となる。

42.2. 知的財産権庁に提出される国際特許出願は、特許協力条約に規定された言語で行われるものとし、国際特許出願の世界知的財産権機関の国際事務局への送付に対する手数料を納付しなければならない。

第43条 特許協力条約に従う指定官庁としての知的財産権庁

43.1. モンゴル国において特許を取得する目的で発明及び実用新案の国際特許出願においてモンゴル国が指定された場合は、知的財産権庁は、指定官庁となる。

43.2. 第43.1項にいう国際特許出願は、本法に基づいてなされた特許出願と同様に扱われるものとし、出願日は、特許協力条約に従って設定された国際出願日によって設定される。

43.3. 第43.2項に規定された出願日は、従来技術水準を設定し、特許の存続期間を計算する目的でのみ使用される。

第44条 国際特許出願の国内段階での出願、受領及び決定

44.1. 出願人は、モンゴル国を指定した場合は、優先日から31月以内に、国際特許出願を知的財産権庁に提出しなければならない。

44.2. 国際特許出願が第44.1項に規定された期間内に知的財産権庁に提出されない場合は、国際特許出願が国内段階で出願されなかったとみなされる。

44.3. 出願人は、有効な理由に起因して第44.1項に規定された期間内に国際特許出願を提出しなかった場合は、国内段階で出願する権利の回復請求を知的財産権庁に提出することができる。

44.4. 国際特許出願において優先権が主張され、かつ、国際特許出願の出願日が優先権の失効日から2月以内である場合は、出願人の請求により、優先権を回復することができる。

44.5. 知的財産権庁は、第16.9項に規定された手続に従って、第44.3項及び第44.4項に規定された請求を決定しなければならない。

44.6. 国際特許出願を国内段階で出願する際は、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条及び第21条に従わなければならない。

44.7. 国際特許出願を受領し、決定する際に、知的財産権庁は、特許協力条約並びにそれに基づいて発令された規則、規定及び命令、本法並びに第16.9項に規定された手続に従わなければならない。

第45条 ハーグ協定に従う意匠の国際出願

45.1. モンゴル国を指定した意匠の国際登録出願は、本法に基づいてなされた意匠出願と同一の手続により検討されるものとし、出願日は、世界知的財産権機関の国際事務局への出願日によって設定される。

45.2. 知的財産権庁は、モンゴル国を指定した意匠の国際登録出願が第28条、第29条及び第30条に規定された要件を満たすか否かに関する実体審査を行わなければならない。

45.3. 第 28 条, 第 29 条及び第 30 条に規定された要件が満たされていない場合は, 知的財産権庁は, 意匠の登録の拒絶通知を世界知的財産権機関の国際事務局に送達しなければならない。

45.4. 意匠の国際登録出願を受領し, 決定する際に, 知的財産権庁は, ハーグ協定並びにそれに基づいて発令された規則, 規定及び命令, 本法並びに第 37.7 項に規定された手続に従わなければならない。

第7章 特許及び特許所有者の権利の保護

第46条 発明者及び特許所有者の権利

- 46.1. 発明者は、次の権利を享受する。
 - 46.1.1. 特許出願をする又は特許を所有すること
 - 46.1.2. 特許出願権を他人に移転し又は相続させること
 - 46.1.3. 特許された発明、実用新案及び意匠の実施によるロイヤルティを受領すること
- 46.2. 特許所有者は、次の権利を享受する。
 - 46.2.1. 特許された発明、実用新案及び意匠をライセンス契約により他人に実施させること
 - 46.2.2. 特許権を他人に移転し又は相続させること
 - 46.2.3. 特許された発明、実用新案及び意匠について他人による無権限の実施からの保護を受けること
 - 46.2.4. 自己の侵害された権利の保護を受けるために裁判所に訴えを提起すること
- 46.3. 契約に別段の定めがない限り、共同発明者は、発明、実用新案及び意匠に関連する関係事項において等しい権利及び責任を享受するものとし、したがって、共同発明者は、特許出願をし、特許を取得し、自己の創作物を利用し、販売し、他人に移転し、評価する権利を共同で享受する。

第47条 特許された権利

- 47.1. 特許権保護の範囲は、発明、実用新案についてはクレームにおいて決定され、意匠については明細書において決定される。
- 47.2. 特許された発明、実用新案及び意匠は、他人がモンゴル国の領域内で特許所有者の事前の許可なしに実施してはならない。
- 47.3. 次の行為は、特許された発明、実用新案及び意匠の実施とみなされる。
 - 47.3.1. 特許された製品若しくは特許された方法により製品を製造し、市場に流通させ、輸入し、販売の申出を行い、販売し、利用すること又は上記の目的でこれらを保持すること
 - 47.3.2. 特許された方法を利用すること

第48条 特許権の侵害を構成しない行為

- 48.1. 次に掲げる特許された発明、実用新案及び意匠の実施は、特許所有者の排他権の侵害とみなされない。
 - 48.1.1. 特許所有者又は特許所有者によって許可されたその他の者がモンゴル国市場に導入した後の製品の使用又は製品の販売促進及び販売
 - 48.1.2. 科学研究、教育及び実験目的の実施
 - 48.1.3. 一時的にモンゴル国の領域内に入る他国の車両における実施
 - 48.1.4. 個人用の非営利目的の実施
 - 48.1.5. 出願日前に、当該出願された解決手段がモンゴル国において誠実に使用され又は適格な製造の準備がなされていた場合における実施
- 48.2. 第48.1.5項に規定された者は、製造目的で特許された発明、実用新案及び意匠を実施する資格を有する。ただし、その者は、特許された発明及び実用新案及び意匠を第三者に移転する資格を有さない。

第 49 条 特許の無効

49. 1. 次の事情において、法的利益を侵害された者は、知的財産法第 11. 3 項に規定された紛争解決委員会に特許の無効請求を提出することができる。

49. 1. 1. 特許が当該権利を得る資格を有さない者に付与されたこと

49. 1. 2. 特許出願において虚偽の情報が与えられ又は偽造書類が使用されたこと

49. 1. 3. 特許が特許出願要件を満たさなかった発明、実用新案及び意匠に付与されたこと

49. 1. 4. 特許が特許要件を満たさない発明、実用新案及び意匠に付与されたこと

49. 1. 5. 特許が特許を受けることができない物に対して付与されたこと

49. 2. 特許が第 49. 1 項に規定されたとおり無効になった場合は、知的財産権庁は、国家登録簿の関連する修正を行い、これを公報に公告しなければならない。

49. 3. 第 49. 2 項に規定された決定に同意しない場合、関係人は、決定の受領日から 30 日以内に、裁判所に不服申立を提起することができる。

第 50 条 特許の国家登録簿の訂正

50. 1. 出願人又は特許所有者の請求によって、国家登録簿に次の訂正が行われる。

50. 1. 1. 出願人又は特許所有者の名称及び住所の修正

50. 1. 2. 特許権の移転

50. 2. 出願人又は特許所有者は、名称及び住所の修正日又は特許所有者の権利の移転日から 6 月以内に、国家登録簿への訂正及び修正の請求を行わなければならない。その場合、特許権の売却及び移転に関連する手数料及び税金がそれぞれ納付されなければならない。

50. 3. 知的財産権庁が特許の国家登録簿への修正を行った場合は、公報に公告される。

50. 4. 知的財産権庁は、知的財産権の登録及び本法に規定された権利所有者の修正に関する情報を税務当局と交換しなければならない。

第 51 条 ライセンス契約

51. 1. ライセンス契約は、次の種類を有する。

51. 1. 1. 特許が第三者によって同時に実施されないという条件の下で特許所有者によって締結された排他的ライセンス契約

51. 1. 2. 第三者による特許の同時実施を制限しない条件の下で特許所有者によって締結された単純ライセンス契約

51. 2. 特許された発明、実用新案、意匠の実施に関するライセンス契約は、書面で作成されるものとし、知的財産権庁に登録されたときに発効する。知的財産権庁は、登録請求の受領日から 10 就業日以内に、ライセンス契約を登録するか否かを決定しなければならない。

51. 3. ライセンス契約の登録のためには、国家印紙税が納付されなければならない。

51. 4. ライセンス契約は、次の制限を設定することができる。

51. 4. 1. 契約の範囲、領域及び実施期間の制限

51. 4. 2. 製品及びサービスの品質に影響を及ぼす要因

51. 4. 3. 特許所有者の評判又は特許権に悪影響を示さない実施権者の責任

51. 5. 第 51. 4 項に規定されたもの以外の制限は、ライセンス契約に適用されないものとし、ライセンス契約が公正な競争及び取引並びに当事者の正当な利益を明らかに制限する特

性を有する条件を含む場合は、知的財産権庁は、その登録を拒否しなければならない。

51.6. 特許がライセンス契約の登録後に無効になった場合は、登録されたライセンス契約もまた、無効になる。

51.7. ライセンス契約の登録に関する情報は、公報に公告される。

第 52 条 強制ライセンス

52.1. 知的財産権庁は、次の場合において、利害関係人の請求があったときは、特許所有者に適切な対価を支払うことを条件として、一定の期間、強制ライセンスに基づいて特許を実施することを決定することができる。

52.1.1. 国家安全保障及び防衛、人及び動物の健康、食糧供給といった不可避の社会的必要性のために必要である場合

52.1.2. 特許所有者が特許の付与日から 5 年以内に特許を実施しなかった場合

52.2. 知的財産権庁は、第 52.1 項に規定された決定を下す際に、次の事項を考慮しなければならない。

52.2.1. 利害関係人が特許所有者に対し、決定を下すのに十分な時間を与えたか否か

52.2.2. 妥当な支払の申出がされたか否か

52.2.3. 特許所有者の拒否が正当化されるか否か

52.3. 強制ライセンスは、次の条件に従うことを条件とする。

52.3.1. 特許所有者は、第三者による特許の制限的实施を同時に制限してはならない。

52.3.2. 強制実施権者は、ライセンスを他人に移転し、利用させる権利を有さない。

52.3.3. ライセンスの利用範囲は、モンゴル国市場に限定される。

52.3.4. 第 52.1.1 項に規定された状況がなくなった場合は、実施許諾者は、ライセンスを強制的に無効にする権利を有する。

第 8 章 国家知的財産権審査官及び紛争解決委員会

第 53 条 国家知的財産権審査官の権利及び義務

53.1. 国家知的財産権上級審査官及び国家審査官は、自己の職務の概要を審査長官に伝えなければならない。特許法令の実施の監視に係る分野において次の権利及び義務を有する。

53.1.1. 法律に規定された手続に従って審査対象物に妨害されることなくアクセスすること

53.1.2. 審査業務のために必要な情報、研究、説明、明細及び他の書類を受け取ること及び関係法人、組織及び職員からは無償で受け取ること

53.1.3. 審査中、特許法令並びにそれに従って発令された規則及び規定の違反を阻止し、違反している書類及び対象物を没収し、法律に規定された手続に従ってこれらを解決し、関係する市民、法人、組織及び職員に対し、違反を排除するよう催告を行い、期限付きの課題を割り当てることによって履行を確保すること

53.1.4. 違反製品の取引及び販売を禁止し、当該製品を破壊し又は関連する要件に違反しない場合は、当該製品を他の目的で使用する決定を下し、これを公衆に告示すること

53.1.5. 行われた自己の審査、発見された違反、出された正式な催告、発表及び出された結果、科された罰金の正確性及び有効性に対して全責任を負うこと

53.1.6. 自己の公務の遂行中に発見された国家、職員、組織及び個人の秘密を開示しないこと

53.1.7. 違反法に規定された罰則を科すこと

第 54 条 紛争解決委員会

54.1. 紛争解決委員会は、特許権に関して出願人によって提出された次の不服申立及び請求を解決しなければならない。

54.1.1. 第 22.8 項及び第 35.2 項に規定された出願書類の完全性の審査又は第 25.4 項、第 26.2 項及び第 37.1 項に規定された発明、実用新案及び意匠の実体審査に関して提起された出願人の不服申立

54.1.2. 第 49 条に規定された理由で特許権を終了させる利害関係人の請求

54.1.3. 法律に規定された他の不服申立

54.2. 不服申立人は、第 54.1.1 項にいう不服申立を、出願書類の完全性の審査に係る報告書又は実体審査報告書を審査官の見解書とともに受領した日から 30 日以内に、紛争解決委員会に提出しなければならない。

54.3 第 54.1.2 項に規定された請求は、発明、実用新案及び意匠の公報への公告日から 1 年の期間内に、紛争解決委員会に提出される。

54.4. 紛争解決委員会は、第 54.1 項に規定された請求及び不服申立をその受領日から 3 月以内に審理し、解決しなければならない。決定を書面様式で通知しなければならない。

第9章 雑則

第55条 法律の違反者の法的責任

- 55.1. 本法に違反した個人及び法人は、刑法及び違反法に規定された法的責任を負う。
- 55.2. 本法に違反した職員の行為が刑事制裁を負わない場合は、公務員法に定める法的責任を負う。

第56条 法律の遡及効

- 56.1. 本法は、遡及効を有さない。